

(平成21年10月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 2 件

広島国民年金 事案 737

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から同年 6 月まで

夫が勤めていた会社が倒産し、昭和 53 年 1 月から自営業を開始した。いろいろな支払等はすべて夫が行っており、夫の国民年金保険料は 53 年 1 月分から納付しているのに、私の保険料のみが 54 年 4 月から同年 6 月までの 3 か月分について納付済みとされていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で昭和 55 年 4 月に払い出されていることが推認でき、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）から、この時点で時効が到来する 53 年 1 月以降の納付可能な国民年金保険料を、夫婦共に順次さかのぼって納付したものと考えられ、申立期間直前の 53 年 4 月から 54 年 3 月までの保険料については夫婦共に同日に納付されており、申立期間後の 57 年 8 月から 58 年 3 月までの納付月も夫婦共に同じであることが確認できる。

また、夫婦が共に国民年金に加入した後の国民年金保険料の未納期間は、申立期間を除き、時期が同じであるが、申立期間のみがその夫の保険料は納付済みで、申立人が未納となっているのは不自然である。

さらに、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳及び社会保険庁のオンライン記録に、申立人及びその夫に係る国民年金保険料の納付時期の不整合が見られる上、納付済みである昭和 58 年 4 月分から同年 6 月分までと 59 年 4 月分は、夫婦共に国民年金被保険者台帳が同じ記載となっているにもかかわらず、オンライン記録では、申立人のみ、60 年 8 月に納付記録の追加変更処理がなされていることが確認でき、当初は未納とされていたことがうかがわれることから、社会保険庁の事務処理が適正に行われていなかったと考えられ

る。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年9月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年9月から同年12月まで

私は、申立期間直前の期間に勤務していた会社を退職し、区役所で国民年金の加入手続を行い、きちんと国民年保険料を納付した。

また、平成15年2月から同年6月までの期間及び19年1月から同年10月までの期間は、申立期間と同様に厚生年金保険と厚生年金保険の加入の間の期間であり、この時も区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間のみ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成15年2月から同年6月までの期間及び19年1月から同年10月までの期間のそれぞれの期間の前後の期間は、厚生年金保険被保険者期間であり、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した15年2月及び19年1月には、国民年金の加入手続を適切に行い、国民年金保険料をすべて納付していることから、納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立人は、申立期間以外の国民年金の被保険者期間は、国民年金保険料をすべて納付済みである。

さらに、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料の金額等を覚えており、それは当時のものと合致している上、国民年金保険料の納付状況が明らかで、申立内容に不自然さは無い。

加えて、申立期間は1回で、4か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで

私が社会保険事務所に年金記録を照会したところ、昭和 58 年 6 月 28 日に、それまでの国民年金の任意加入に係る被保険者資格を喪失したことになっていた。

社会保険事務所によると、国民年金の任意加入を脱退するためには、本人が申し出て申請書類を書いて提出しなければならないとしているが、私は、申立期間当時、国民年金を脱退する意思は無く、そのような書類を書いた記憶も無い。

私が国民年金を脱退したのであれば、私自身が書いた「国民年金脱退届」なる書類が残っているはずであるが、社会保険事務所は、当該書類は残っていないとしている。

納付期限に遅れることもあったが、3 か月分、6 か月分及び 1 年分の国民年金保険料をきちんと納付してきたので、申立期間が未納及び未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している国民年金保険料受領書には、昭和 57 年度までの国民年金検認記録の欄に納付記録があるが、申立期間を含む 58 年度以降の検認記録の欄の納付記録については、申立人は、経年劣化によりページが外れているとしており、確認できず、また、申立人が所持している年金手帳及び国民年金保険料受領書における被保険者資格の取得及び喪失の記録も記録の有無も含め申立人から提供が得られず確認できない。

さらに、A 町（現在は、B 市）の保管する国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の保管する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）のいずれにおいても、申立人の国民年金被保険者資格喪失日が昭和 58 年 6 月 28 日と記載されている。

加えて、申立期間のうち、昭和 58 年 6 月から 61 年 3 月までの期間は、未加入期間であり、当該期間は国民年金保険料を納付することができない期間

であるほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、当該期間以外にも未加入期間が散見される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 740

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

夫 (申立人) が A 医院を開業した昭和 37 年 4 月ごろ、B 市の職員と思われるかなり年配の人が、妻である私に国民年金への加入を勧めに来た。その時の話では、昭和 36 年度分の国民年金保険料をさかのぼって納付すれば、将来の年金記録につながるということであったので、36 年度分及び昭和 37 年 4 月分を一括納付し、その後 1、2 年は毎月納付した。申立期間当時の国民年金保険料は納付したはずであるのに、納付記録が無いことは納得できない。

なお、夫が昭和 36 年 1 月 1 日から 37 年 3 月 20 日まで勤務した C 診療所 (旧 D 病院) での共済組合の加入期間については、医院の開業資金に充てるため、退職一時金を受領したように思う。

また、B 市に転居するまでは、E 姓は本来の F と名乗っていたが、読みにくいので、医院の開業時に夫と相談して G 姓とすることとし、以後はこれを使用している。このため、F 姓で探せば年金記録があるかもしれないので、この氏名で年金記録を探してみしてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の C 診療所勤務時の H 共済組合の組合員資格の取得日は昭和 36 年 1 月 1 日、喪失日は 37 年 3 月 20 日となっており、当該加入期間の年金については 37 年 4 月 23 日に退職一時金を受領し、清算していることから、申立期間のうち国民年金制度が発足した 36 年 4 月から 37 年 2 月までの期間は、合算対象期間となり得る期間であるが、国民年金保険料の納付対象期間とはなり得ない。

また、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の払出時期は、前後の任意加入被保険者の資格取得日や国民年金手帳の発行日（昭和 44 年 9 月 8 日）からみて昭和 44 年 9 月ごろと推定される上、同年 9 月 30 日に申立人夫婦共に、さかのぼって過去の未納保険料を納付していることが確認でき、申立期間当時から継続して国民年金に加入していたとはみられないほか、申立人の資格取得日は 40 年 4 月 1 日となっており、これは申立人が所持する国民年金手帳も同様となっている。この時点においては、申立期間のすべての期間の国民年金保険料は、時効のため納付することができない。

さらに、申立人に対する申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できないことから、申立期間のうち、上記の合算対象期間を除く昭和 37 年 3 月から 40 年 3 月までの期間は未加入期間であり、国民年金保険料の納付ができない期間である。

加えて、申立人の申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその妻は、その場所についての記憶は明確でなく、「医院開業当時は開業資金にも困っており、国民年金保険料に充てるお金が無かったので、私の姉に 2 万円か 20 万円ぐらいを借金し、この借金で、昭和 37 年 4 月ごろ、同月分と昭和 36 年度分の夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと思う。」としているが、その姉は、「昭和 37 年 6 月に 6 万円を貸した旨の記録がある。」としている上、37 年 4 月分及び 36 年度分の夫婦二人分の国民年金保険料は約 3,000 円であり、これらの額が著しく異なっていることから、借金額に関する申立人の妻の記憶は信ぴょう性に乏しい。

その上、申立人の妻は、「昭和 37 年 4 月ごろに国民年金保険料を納付した後 1 年か 2 年ぐらいは毎月納付したと思うが、定かではない。」としているが、当時の国民年金保険料は 3 か月ごとの納付であり、納付方法に矛盾がある上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

一方、社会保険庁の国民年金被保険者台帳及びオンライン記録では、申立人の氏名は G 姓で登録されており、申立人が調査してほしいとした F 姓での該当者はいない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月まで

夫（平成 21 年 2 月死亡）が A 医院を開業した昭和 37 年 4 月ごろ、B 市の職員と思われるかなり年配の人が、国民年金への加入を勧めに来た。その時の話では、昭和 36 年度分の国民年金保険料をさかのぼって納付すれば、将来の年金記録につながるということであったので、36 年度分及び昭和 37 年 4 月分を一括納付し、その後 1、2 年は毎月納付した。申立期間当時の国民年金保険料は納付したはずであるのに、納付記録が無いことは納得できない。

また、B 市に転居するまでは、C 姓は本来の D と名乗っていたが、読みにくいので、医院の開業時に夫と相談して E 姓とすることとし、以後はこれを使用している。このため、D 姓で探せば年金記録があるかもしれないので、この氏名で年金記録を探してみしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の払出時期は、前後の任意加入被保険者の資格取得日や国民年金手帳の発行日（昭和 44 年 9 月 8 日）等からみて昭和 44 年 9 月ごろと推定される上、同年 9 月 30 日に申立人夫婦共に、さかのぼって過去の未納保険料を納付していることが確認でき、申立期間当時から継続して国民年金に加入していたとはみられないほか、申立人の資格取得日は 40 年 4 月 1 日となっており、これは申立人が所持する国民年金手帳も同様となっている。この時点においては、申立人の夫の F 共済組合の組合員資格の取得日は昭和 36 年 1 月 1 日、喪失日は 37 年 3 月 20 日となっていることから、同期間のうち国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から 37 年 2 月までの期間については、申立人は任意加入期間であり、さかのぼって加入することはできない期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 44 年 9 月の時点では、申立期間のうち、上記の任意加入期間を除く昭和 37 年 3 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料は、時効のためすべて納付することはできない。

さらに、申立人に対する申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できないことから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料の納付ができない期間である。

加えて、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人は、その場所についての記憶は明確でなく、「医院開業当時は開業資金にも困っており、国民年金保険料に充てるお金が無かったので、私の姉に 2 万円か 20 万円ぐらいを借金し、この借金で、昭和 37 年 4 月ごろ、同月分と昭和 36 年度分の夫婦二人分の保険料を納付したと思う。」としているが、その姉は、「昭和 37 年 6 月に 6 万円を貸した旨の記録がある。」としている上、37 年 4 月分及び 36 年度分の夫婦二人分の国民年金保険料は約 3,000 円であり、これらの額が著しく異なっていることから、借金額に関する申立人の記憶は信ぴょう性に乏しい。

その上、申立人は、「昭和 37 年 4 月ごろに国民年金保険料を納付した後 1 年か 2 年ぐらいは毎月納付したと思うが、定かではない。」としているが、当時の国民年金保険料は 3 か月ごとの納付であり、納付方法に矛盾がある上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

一方、社会保険庁の国民年金被保険者台帳及びオンライン記録では、申立人の氏名は E 姓で登録されており、申立人が調査してほしいとした D 姓での該当者はいない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、申立期間当時、実家の家業を手伝いながら求職活動をしていたため、国民年金保険料を納付する余裕が無く国民年金保険料の納付書を何冊か未納の状態を持っていたところ、母の「家族に内緒で保険料を出してあげるから、今持っている納付書を持って、さかのぼって払える期間を聞いて来なさい。」との助言もあり、市役所の支所に行き未納となっている納付書を見てもらい、納付可能な期間をまとめて 30 数万円から 50 万円以内の保険料を市役所の支所で納付した。

申立期間において国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後各 20 人の強制加入者の多くが昭和 61 年 10 月又は同年 11 月に国民年金被保険者の資格を取得していること、及び申立人が、A 地から実家に帰ったことを契機に国民年金に加入したのではないかと思うと供述しており、申立人の戸籍の附票に記載された実家への転入日や国民健康保険の被保険者資格取得日が同年 11 月 1 日となっていることから、同年 11 月ごろに申立人が転入手続を行った際、国民健康保険及び国民年金の加入手続を行ったと考えるのが自然であり、この時点では、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人は国民年金保険料の納付方法について、市役所の支所に行き未納となっている納付書を見てもらい、納付可能な期間の保険料額を聞いて支所で納付したと供述しているが、市では国民年金保険料の過年度納付はできなかつたとしていることから、申立人は、市の支所において昭和 61 年度分

の国民年金保険料を一括して現年度納付したと考えるのが自然であり、このことは、市が保管している納付記録の電子データに申立人の国民年金手帳記号番号の納付記録が残っており、その記録が昭和 56 年 4 月分から 61 年 3 月分までの期間が「定額未納」、61 年 4 月分から平成元年 5 月分までの期間が「定額納付」となっている記録と整合する。

さらに、申立人は一括して納付した国民年金保険料額は「30 数万円から 50 万円以内」としているが、この金額は、申立人が国民年金に加入したと推認される昭和 61 年 11 月を基準に 2 年間の時効までの納付できる期間の納付額とは大きく異なる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 55 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 55 年 5 月まで
国民年金の未加入期間があったが、国民年金保険料を一括納付できることを聞き、まとめて納付した記憶がある。空白期間は完全に納付したつもりでいたので、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）では、申立人が任意で国民年金被保険者資格を取得した翌日の昭和 55 年 6 月 26 日付けで、44 年 9 月分、47 年 1 月分から同年 4 月分までの期間及び申立期間直前の 51 年 4 月分から 53 年 3 月分までの期間の国民年金保険料を特例納付した記録があり、これらは強制加入期間であり、第 3 回特例納付により、国民年金保険料を納付したことが確認できる。

しかしながら、申立人は、婚姻後の申立期間当時、申立人の妻が厚生年金保険に加入していることから、任意加入期間となるため、制度上、特例納付をすることはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和 55 年 6 月ごろと推定され、この時期に国民年金に任意加入しているため、制度上、さかのぼって国民年金被保険者資格を取得することはできず、国民年金保険料の過年度納付をすることもできない。

さらに、申立人は「国民年金保険料の一括支払制度のことを聞き、空白期間は保険料を完全に支払ったつもりでいた。」と供述しているが、申立人は、まとめて納付した際の納付金額や納付時期等についての記憶が明確ではないため、当時の保険料納付状況が不明であり、加えて、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 11 月 15 日から平成元年 12 月 1 日まで
私は、A社で勤務していた当時、厚生年金保険に加入していて、給与から厚生年金保険料が引かれていたと思う。同社は入社日から厚生年金保険を掛けてくれているはずなので、未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の提出した労働者名簿、賃金台帳及び申立人に係る雇用保険加入記録により、申立人は申立期間において申立事業所に勤務していたことが認められる。

しかし、申立事業所によると、申立人の賃金形態は日給であり、申立期間当時、日給者に対する厚生年金保険の加入手続を行っておらず、給与から厚生年金保険料も控除していなかったとしており、申立事業所が提出した申立人に係る労働者名簿には、厚生年金保険適用の有無を示す欄に「なし」と記載され、健康保険の欄には健康保険のみ加入する被保険者であることを意味する記載が確認できる上、同じく申立事業所の提出した賃金台帳により、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていなかったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことに関する具体的な記憶や給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月1日から31年9月2日まで

A社の運転手が事件を起こし、逮捕されたため、私その後任として勤務するよう事業主のB氏に勧められた。その際の話では、同事業所はすべての社会保険に加入しているとのことであったが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立事業所における勤務に係る詳細かつ具体的な記憶及び元同僚の証言から、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立事業所は、社会保険庁のオンライン記録及び社会保険事務所が保管している厚生年金保険の適用事業所記号払出簿(健康保険厚生年金保険事業所名簿等)のいずれにも適用事業所としての記録は無い。

また、申立期間当時の同僚(申立人が勤務を勧められたとする申立事業所の当時の事業主の子)は、「労災保険には加入していたが、厚生年金保険や健康保険には、加入していなかったと思う。」と供述している上、当該同僚及び当該同僚のいとこ(申立期間当時、申立事業所に勤務していた。)にも申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立事業所は既に廃業しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。